



平成 19 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 シーケーディ株式会社

代表者名 取締役社長 石田 正範

(コード番号 6407 東証・名証第 1 部)

問合せ先 総務部長 坪井 和巳

(TEL 0568-74-1111)

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において、同年6月開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針（以下「本方針」といいます。）の導入を決定しましたので、お知らせいたします。

当社は、既に平成18年4月27日開催の取締役会において「大規模買付行為への対応方針」（以下「原方針」といいます。）の導入を承認し、同年6月29日開催の取締役会において原方針の採用継続を承認しておりますが、その後も会社法の施行や、社会・経済情勢の変化等も踏まえた原方針の見直しの要否について鋭意検討を行って参りました。その結果、大規模買付者が大規模買付ルール（1.（3）において定義されます。）を遵守したか否か、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、及び対抗措置を発動すべきか否か等を当社取締役会が判断するにあたって、その客観性及び合理性を最大限に担保することが、企業価値ひいては株主価値の維持・向上に資すると考え、原方針の内容を見直し、独立委員会（その概要については別紙1をご参照下さい。）の設置を盛り込んだ本方針を新たに導入することといたしました。なお、本方針が導入された時点で、原方針は廃止されるものとします。

本方針を決定した当社取締役会には、社外取締役2名中1名と社外監査役3名中2名を含む当社監査役3名が出席し、出席したいずれの社外取締役及び監査役も、本方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、本方針に賛成する旨の意見を述べており、また、欠席した社外取締役及び監査役からも、当社取締役会に先立ち、同内容の意見の表明がなされております。

なお、平成19年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙4のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申

し添えます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、との合算において、との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1．企業価値向上への取組みと大規模買付ルールの必要性

（1）当社の企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取り組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械装置は140商品群、流体制御機器は7,000商品群、50万アイテムの商

品ラインナップが完成し、世界 No.1 のシェアを持つバックライト製造システムや国内 No.1 のシェアを持つ薬品用自動包装システムなどのオンリーワン商品を取り揃えています。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制構築と環境対応商品の開発を行ない顧客満足度の向上に邁進しております。

当社は平成 12 年度から経営の軸足を「分散による拡大成長の追求」から「集中による効率化と安定成長の追求」へ変え、収益構造の変革と財務体質改善に全社を挙げて取り組み、不採算子会社の閉鎖、不採算機種 of C K D タイへの生産移管、国内・海外の子会社統合、人件費の流動費化（派遣社員の活用）、不採算機種の整理統合、商品管理センターの統合などを実施いたしました。また、有利子負債については平成 11 年 3 月末の 372 億円から平成 19 年 3 月末には 48 億円となり、323 億円を削減するなど、財務体質を改善し、景気の動向に左右されることなく、継続的に収益を維持・向上できる強靱な収益基盤を確立してまいりました。

平成 17 年度には、当社が今後更に拡大成長し企業価値ひいては株主価値を維持・向上させていくために、経営の重点を成長戦略へシフトし、平成 18 年度は次世代への飛躍を実践する年と位置付け大幅な増収・増益を達成し、平成 19 年 1 月に㈱日本格付研究所の評価が「B B B + 安定的」から「ポジティブ」にランクアップいたしました。平成 19 年度は基幹商品の開発および品質・顧客重視による売上の拡大をめざして取り組んでおります。

また、平成 17 年 11 月には C S R 推進委員会（現 経営企画部 C S R 推進室）を発足し、企業の社会的責任を果たすべくホームページのリニューアルによる会社情報の積極開示、環境保全活動の一層の推進、C S R 基金の設立による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、平成 18 年 3 月には内部統制システムプロジェクトを発足し、行動規準をはじめとする各種社内規定の整備や業務手順の文書化を進めるなど内部統制システムを充実させております。

平成 18 年 1 月には、「私達は創造的な知恵と技術で流体制御と自動化を革新し豊かな社会づくりに貢献します。」という新しい企業理念を制定し、社会への積極的貢献を宣言いたしました。同時に「社会的責任の自覚・地球環境への配慮・顧客志向の徹底・技術革新への挑戦・人材重視の企業風土」を経営理念として掲げ、経営幹部は元より全社員が責任をもって実行できる体制を早急に確立すべく活動を開始しています。

これらの様々な取り組みにより、平成 18 年度に中期の目標として掲げた連結売上高 1,000 億円及び連結経常利益 100 億円を達成し、いずれも過去最高となりました。平成 19 年度も売上高 1,000 億円及び経常利益 100 億円を継続して達成することを目標としていますが、創業以来培ってきた当社独自の自動化・流体制御技術の応用分野は無限に広がっており、引き続き企業価値ひいては株主価値の最大化に向けて努力してまいります。

(2) 株主への還元について

当社は、経営基盤の充実と今後の事業拡大のための内部留保の充実を前提に、業績を考慮した上で、配当額を決定いたします。当社はこの基本方針に基づき、平成17年度は前期より4円増配し、年16円の配当を実施しました。平成18年度は前期より6円増配し、年22円の配当を実施する予定であります。また、平成18年5月1日に株式の流動性を高め、株主の皆様の投資環境を整備するために、投資単位の引下げ(1単元1,000株から1単元100株へ引下げ)を実施いたしました。

(3) 大規模買付ルールの必要性について

当社の企業価値ひいては株主価値を維持し、向上させるためには、「流体制御と自動化の革新」といった経営理念に基づき、自動機械・機器製品とのシナジーを発揮し、顧客ニーズに対応した世界最高レベルの商品開発、環境にやさしい商品の提供及びグローバルなサービス体制の更なる充実に努める必要があると考えております。

したがって、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であります。これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であるとも考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、上記のような当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の経営に参画したときに大規模買付者が予定している経営方針や事業計画の内容等(当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含みます。)は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であるはずで、同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から事前に提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部の有識者等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や株主の皆様に対する当社取締役

会としての代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（当社取締役会から代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主価値に合致すると考え、下記2. のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が 事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的及び内容

当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供し

ていただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様への判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合（注4）には、当社取締役会は企業価値ひいては株主価値を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

注4：「当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合」とは、具体的には、下記に掲げる場合を想定しています。

(i) 次の から までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主価値が著しく毀損される場合

(iv) 買付の条件(対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの関係についての方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、具体的措置として株主への無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙3に記載のとおりであります。

(3) 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか

否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立してこれらを判断する組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。なお、本方針導入時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、別紙2の通りです。

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。独立委員会は、当社の費用で、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款に

より認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。すなわち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当ての基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 大規模買付ルールの有効期限

本方針の有効期限は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本方針はその有効期限内であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期限内であっても、企業価値ひいては株主価値の維持・向上の観点から、会社法及び証券取引法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本方針を修正する場合があります。

本方針が、導入、変更又は廃止された場合には、当該導入、変更又は廃止の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適当と認める事実について、情報開示を速やかに行います。

以上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

2. 構成

- (1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 独立委員会委員の選定にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、又はこれらに準ずる者から選任するものとする。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4. 役割

独立委員会は、取締役会の諮問に応じて、原則として次の各号の事項について勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行うものとする。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か

当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か

対抗措置を発動すべきか否か

本方針を修正すべきか否か

前四号に準じる重要な事項

その他取締役会が独立委員会に諮問した事項

なお、独立委員会は、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めたり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

5．招集

独立委員会の各委員および取締役会は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

6．決議要件

独立委員会における決議は、委員の過半数をもって行う。

以 上

別紙 2

独立委員会委員の氏名及び略歴

岩崎 秀雄（いわさき ひでお）

< 略歴 >

昭和 21 年 5 月 4 日生

昭和 45 年 4 月 日本電気株式会社入社

平成 15 年 4 月 同社支配人

平成 15 年 6 月 当社取締役（現在に至る）

平成 15 年 7 月 日本電気株式会社執行役員

平成 18 年 4 月 同社顧問（現在に至る）

長谷川 式夫（はせがわ しきお）

< 略歴 >

昭和 9 年 12 月 23 日生

昭和 34 年 4 月 河野敬太郎税理士事務所入社

昭和 48 年 2 月 税理士（現在に至る）

昭和 48 年 10 月 長谷川会計事務所（現在に至る）

平成 18 年 6 月 当社監査役（現在に至る）

南谷 直毅（なんや なおたか）

< 略歴 >

昭和 40 年 3 月 11 日生

平成 5 年 4 月 弁護士（現在に至る）

平成 5 年 4 月 高橋正藏法律事務所入社

平成 11 年 9 月 南谷法律事務所（現在に至る）

平成 18 年 6 月 当社補欠監査役（現在に至る）

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本8. 前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以 上

別紙 4

大株主の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,981	10.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,095	6.19
第一生命保険相互会社	1,900	2.87
三井住友海上火災保険株式会社	1,860	2.81
株式会社三井住友銀行	1,581	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4)	1,515	2.29
C K D 持株会	1,403	2.12
住友生命保険相互会社	1,374	2.08
日本生命保険相互会社	1,234	1.87
住友信託銀行株式会社	1,000	1.51
合 計	22,946	34.70

(注) 発行済株式の総数は 67,963,319 株。出資比率は自己株式(1,832,287 株)を控除して計算しています。

以 上